

調査官室

2022-5
令和5年1月発行

だより

調査官室だより5号のテーマは
仕事と生活の両立って、本当にできるの?? です。
結論から言えば・・・

裁判所なら、できます！

例えば



平日にも
趣味の時間が
欲しいなあ



有給休暇取得率は
80%超
(年間20日中16日以上)
だって！



子育ては
夫婦で一緒
にしたいね



男性の育児休業取得率
は**70%超**
男女とも使える制度が
ほかにもたくさん
あるんだって！



長期間、家族
の看病等が
必要になっ
たら...



他の公務員と同じよう
に、有給休暇以外に
看護や介護のため
の休暇や制度も
あるんだって！

制度の活用や休暇の取得による キャリアへの影響はありません。

詳細はこちらから↓

裁判所事業計画

採用案内パンフレット

